

第 9 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 3 年 3 月 10 日

第 9 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 令和3年3月10日（水） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 6 号
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報告第 7 号
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 4 報告第 8 号
農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について（報告）
- 第 5 報告第 9 号
農地変更届出について（報告）
- 第 6 議 第 10 号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議 第 11 号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 8 議 第 12 号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明
10 番	中島 紀昭	11 番	小川 雅嗣	12 番	横江 吉美
13 番	中村 好明	14 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

なし

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	10 番	葛原 孝博

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	田中 好紀	参事	服部 英亜	主査	中鹿 誠
------	-------	----	-------	----	------

事務局長

皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第9回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、出席委員は14名中14名全員出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことを御報告します。

また、傍聴人はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様をお願いします。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

会長

皆様、こんにちは。

3月も10日になりますが、季節で言えば啓蟄が過ぎ、少し暖かくなってまいりました。このようないいお天気の仕事日和に、委員会に出席していただきまして誠にありがとうございます。

コロナ禍も長引き、皆様色々なストレスが溜まってきておられることと思います。皆様とお出あいできる機会がここでしかございませんが、お体には十分に気を付けていただいて、ワクチン接種まで健康維持管理をお願いします。

先月、4月より市街化調整区域から市街化区域に編入される地域をお伝えさせていただきました。

川原地区、上笠地区、下笠地区、矢橋地区が編入されますと、さらに開発が進むと思われます。担当地域の委員の皆様には現地確認の仕事が増えると思いますが、またその分もよろしくをお願いします。

このような御時世ですが、許可申請はしていかななくてははいけませんので、今後ともよろしくをお願いします。

会長

それでは早速議事に入りたいと思います。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしておきましたとおりでありますので、これを御了承願います。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第19条第2項の規定により、議席番号3番 中野 隆史委員、議席番号13番 中村 好明委員、以上の兩人を指名いたします。

会長

次に、日程第2 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について、1番から5番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は5件です。

議案書は2ページ、3ページでございます。

はじめに番号1番は、届出人が貸店舗および用水路管理用通路として、本人が所有する青地町地先の田4筆計1,871㎡を転用されようとするものです。

コンビニエンスストア用の店舗および25台分の駐車場と開発区域東側に水路の管理用通路を整備する計画となっております。

隣地との境界には、L型擁壁を設置し、敷地全体に盛り土を行います。

雨水排水につきましては、会所柵を設け塩ビ管を通じ、南側水路へと放流する計画となっております。

周囲は、田、道路、水路であり、田の所有者から隣地承諾を得られております。

なお、昨年、文化財発掘調査のために一時転用の届出をなされ地鎮祭をされましたが、その際、祭事に整地を行ったとのことで、顛末書を添付されております。

また、本案件は、市街化区域内ではございますが、開発区域が1,000㎡以上のため開発許可が必要であることから、開発許可と同日付けにて受理しております。

次に番号2番は、届出人が露天駐車場を整備するため、本人が所有する追分二丁目地先の田1筆485㎡を転用されようとするものです。

届出地は追分東部土地区画整理事業の区域内で、田として換地を受けられた区画であります。

計画では、20区画の駐車場となっております。

隣地との境界には、L型擁壁を設置し、前面道路高まで盛り土を行い、雨水排水につきましては、既設の道路側溝へと放流されます。

周囲は、自己所有地と道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号3番は、届出人が埋蔵文化財調査のため、本人が所有する追分二丁目地先の登記地目 田、現況 畑の土地1筆376㎡を一時的に転用されようとするものです。

届出地は追分東部土地区画整理事業の区域内で、田として換地を受けられた区画であります。

当該地の土地利用を検討するにあたり、事前に文化財調査を行いたいとのことで届出があったものであります。

20箇所において、3m程の試掘をする計画となっております。

周囲は、宅地、畑、道路であり、畑の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号4番は、届出人が、住宅建築のため、本人が所有する追分二丁目地先の登記地目 田、現況 畑の土地1筆155㎡を転用されようとするものです。

先ほどの3番の関連案件で、文化財調査を行った土地を分筆し、一部を転用されます。

北側隣地との境界には、擁壁を設置し、道路高に合わせるよう敷地全体に盛り土を行います。

雨水排水につきましては、前面道路側溝へと放流されます。

周囲は、宅地、畑、道路であり、畑の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号5番は、届出人が露天駐車場を整備するため、本人が所有する矢橋町地先の登記地目 田、現況 畑の土地1筆170㎡を転用されようとするものです。

届出人の父および夫にあたる前所有者が隣接地に学生マンションを建設する際、どうしても畑を残したいとのことで当該地のみ転用されなかったようであり、前所有者も亡くなられたことから、その学生マンションの駐車場として利用することになったものであります。

周囲は、水路、道路、自己所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は1月28日付け、番号2番は2月5日付け、番号3番は2月9日付け、番号4番は2月22日付け、番号5番は1月29日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第6号を終わります。

会長 次に、日程第3 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について、1番から5番の各案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 次に、日程第3 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は5件です。

議案書は4ページ、5ページでございます。

はじめに番号1番および番号2番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

番号1番、2番ともに、譲受人が分譲宅地の造成のため、譲渡人が所有する追分二丁目地先の田、485㎡および475㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は追分東部土地区画整理事業により田として換地された土地であります。

隣地との境界にはL型擁壁を設置し、前面道路高に合わせ、敷地全体に盛り土を行います。

雨水排水につきましては、前面道路側溝へと放流します。

それぞれ3区画の分譲宅地として利用される計画となっております。

周囲は、道路および譲渡人の所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に番号3番は、譲受人が露天駐車場として、譲渡人が所有する野路三丁目地先の田1筆1, 302㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、隣接地においてゴルフ練習場を運営しており、その駐車場が手狭になってきたため拡張されるものであります。

既存の駐車場のレベルに合わせ盛り土を行います。

雨水排水については、駐車場内に側溝を設置し、届出地南側の既存ボックスカルバートの水路に放流する計画になっています。

周囲は、田および譲受人の所有地であり、田の所有者から隣地承諾を得られております。

次に番号4番および5番は関連する案件ですので、一括にて説明させていただきます。

まず番号4番は譲受人が土地区画整理事業に伴う戸建住宅用地として、また番号5番は譲受人が土地区画整理事業に伴う分譲宅地として、譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内の南笠町地先の田333㎡、換地面積166㎡と同じく332㎡、換地面積165㎡をそれぞれ売買にて取得し、転用されようとするものです。

現所有者が昨年末に取得し、今回転売されるものですが、従前地があるエリアは現在工事中であることから、地目変更登記ができず、再度農地法第5条の届出があったものであります。

周囲は土地区画整理事業のエリアでありますことから隣地承諾を得なければならない農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番は2月5日付け、3番は2月22日付け、4番、5番は、2月15日付けにて、専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

●番 勉強不足で申し訳ないのですが、「換地面積」とは何ですか。

●●

事務局 説明させていただきます。元々の区画整理で、例えば田を1,000㎡持

っておられる区域がございまして、そこにまず道路を作ります。場所によっては公園、いわゆる公共用地を作っていきます。皆様の土地を集めて、道路用地、公園用地にします。ということは、全体の面積が減りますので、元々1,000㎡をお持ちの方に、区画整理した宅地としては「換地」という形で、減らした面積で返すことが多いです。従前地が元の田の面積が333㎡です。南笠地区は、減歩が50%と言われておりますので、半分の宅地で返されているということです。それが「換地面積」です。

●番 ありがとうございます。理解しました。

●●

会長 他にございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第7号を終わります。

会長 次に、日程第4 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について、1番と2番の各案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 日程第4 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について説明させていただきます。

議案書の6ページを御覧ください。

この届出は、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知であり、農地法第3条による賃貸借権の設定および農地中間管理権に係る賃貸借権の設定を解除するものです。今月は2件の届出がありました。

番号1番に関しては、賃借人は賃貸人が所有する山寺町地先の田3筆、1,841㎡に対して、農地法第3条による賃貸借権の設定をしておりましたが、今回、解約をしたいとの申出がありました。

解約に至った事由につきましては、耕作をされていた賃借人のお父様が亡くなられたため、今回、賃借人と賃貸人との間で合意解約をされました。解約後は自作をされるそうです。

番号2番に関しては、賃借人は農地中間管理機構が借受している下笠町地先の田1筆、1,137㎡に対して、農地中間管理権に係る賃貸借権の設定

をしておりましたが、今回、解約の申入れがありました。

解約に至った事由につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当する、両者の合意による解約です。

賃借人である法人による耕作の実態がなく、法人を解散するため解約の手続きをされました。当該地については、引き続き農地中間管理機構が借り受けており、農地の新たな借り手について農協等と協議をしているとのことです。4月には草刈りも予定しておられます。

なお、この解約通知書につきましては、番号1番は2月2日付け、番号2番は2月5日付けで受理しております。

以上、賃貸借の解約通知2件について、受理しましたので報告いたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

会長 2番の案件ですが、現場は下笠の耕作放棄地のようなところですか。

事務局 法人さんが借りておられたのですが、経営の実態がないということで、現場は放棄地のようになっております。

そのこともあって解約の手続きをされております。新たな借り手の方を探すために農協さんと協議をされているとのこと。草刈りも4月にしたいと聞いております。

会長 農地中間管理機構ですので、マッチングがうまくいかなければ、またそのままの状態ということですね。

事務局 その可能性はございます。

会長 分かりました。
他にございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第8号を終わります。

会長 次に、日程第5 報告第9号 農地変更届出について、1番の案件を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、報告第9号 農地利用変更届出書について説明いたします。
この届出は田から畑へ地目を変更されようとするものです。
今月の届出は1件です。
議案書の7ページをご覧ください。

番号1番は、届出人が矢橋町地先の田1筆、53㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

この申請は次の議第10号番号1番の案件とも関連しますが、この一筆だけでは水稻を作付するには小さいため、畑地にしたいと考えられました。

栽培計画については、今後は自家用野菜を作付される予定です。

農地地目変更を行うことにより奥の田への進入が困難となりますが、田の所有者からは了承をいただいております。

以上、農地利用変更届出書について、添付書類等確認いたしましたが、不備等はなく、受理いたしましたので、御報告いたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第9号を終わります。

会長

次に、日程第6 議第10号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から7番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

続きまして、議第10号 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は7件です。

議案書は8ページ目から10ページ目までです。

番号1番については、譲受人は譲渡人が所有する矢橋町地先の田1筆、53㎡を売買にて取得されようとするものです。

当該地については、先程の報告第9号で田から畑に農地利用の変更をされましたが、今回譲渡人が農業をやめられるため、畑作を行いたいと考えられ

た譲受人との間で合意がなされ、今回の申請に至りました。なお、当該地の取得により奥の田への進入が困難となりますが、田の所有者からは了承をいただいております。

栽培計画については、今後は自家用野菜を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が5, 400㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地についても耕作されており、取得後においても全ての農地を効率的に利用して耕作されるものと判断します。

次に第2号の法人要件および第3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第7号の地域調和要件については、譲受農地の地域生産組合に農地取得後の耕作ルール、農地の保全等について調整されておられますことから、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

番号2番については、譲受人は譲渡人が所有する北山田町地先の畑2筆、計3, 808㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は平成29年から当該地を利用権設定にて借り受けしておられますが、今後ビニールハウスの建替え等を行うに当たって譲渡人に農地の譲渡を相談されたところ、売買にて譲り渡すことで両者の間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。

栽培計画については、今後はミブナ、水菜、大根を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が415, 419㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

なお、先程の案件と同様、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

番号3番については、譲受人は譲渡人が所有する木川町地先の田3筆、計2, 618㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人が農業経営を縮小しようと考えていたところ、農業経営の規模を拡大しようと考えられておられた譲受人との間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。

栽培計画については、今後は水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が14,118㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

なお、先程の案件と同様、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

番号4番については、譲受人は譲渡人が所有する木川町地先の田1筆、1,956㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人が農業経営を縮小しようと考えていたところ、農業経営の規模を拡大しようと考えられておられた譲受人との間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。なお譲受人は市外にお住まいですが、息子さんが上笠に居住されており、共同で耕作するつもりとのことでした。

栽培計画については、今後は水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が13,537㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

なお、先程の案件と同様、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

番号5番については、譲受人は譲渡人が所有する下笠町地先の田および畑2筆、計660㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は以前から離農して近所の人に農地の管理を任されておりましたが、農業規模の拡大を考えておられた譲受人との間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。

栽培計画については、今後は水稻および麦、ハウレンソウを作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が14,396㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

なお、先程の案件と同様、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

番号6番については、譲受人は譲渡人が所有する芦浦町地先の田1筆、776㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人が農業経営を縮小しようと考えていたところ、農業経営の規模を拡大しようと考えられておられた譲受人との間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。

栽培計画については、今後は水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が14,118㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

なお、先程の案件と同様、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

番号7番については、譲受人は譲渡人が所有する志那中町地先の田5筆、計4,359㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人が農業経営を縮小しようと考えていたところ、農業経営の規模を拡大しようと考えられておられた譲受人との間で合意がなされたため、今回の申請に至りました。

栽培計画については、今後は水稻を作付される予定です。

今回の取得により譲受人の耕作農地が5,736㎡となりますことから、下限面積（第5号）の要件を満たしております。

なお、先程の案件と同様、農地法第3条第2項各号の許可要件はすべて満たしております。

以上、許可申請書7件について、添付書類等を確認いたしました。不備等はないと考えますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●●

2月5日に●●推進委員さんと現地確認に行きました。ただいま事務局より御報告を受けたとおりでございます。この畑に対しまして北側には大きな川がありまして、隣は遊休地になっていまして、東側には耕作されている方の田があり、水の出し入れ等、何ら支障ありませんので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

2番から4番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●●

2番につきましては、2月18日に●●推進委員さんと現地確認に行きました。排水路等につきましては耕地整備がきちんと出来ました畑でございますので、問題ないものと判断します。

また、譲受人におきましては、今後とも水菜また大根等を耕作されますのでよろしくお願いいたしますと思います。

3番、4番につきましては、2月19日に現地確認に行きました。同じく耕地整理ができておりましたので、排水、道路面につきましても、問題ございませんでしたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 5番の案件につきましては、私が説明します。

会長 推進委員さんと一緒に現地確認に行きました。当該地は浜街道から一枚隔てた畑地帯になりまして、そのエリアに水稻を作付けされているような田んぼと、畑として使われているところがあります。譲受人は市内の認定農業者でありますし、専業農家のような野菜農家をされております。このようなことから、譲り受けをされても今後、農業は続けられるものとみなされます。周囲の用排水等は水田がないことから関係ございませんので、許可相当と考えております。御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 6番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員お願いします。

●●番 2月18日に現地確認に行きました。当該地は水田の中、取得後も続けて耕作されるということなので問題ないかと思えます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 7番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。

●番 先日、●●委員さんと一緒に現地確認に行きました。道路沿いの田んぼということにして、譲受人さんが野路にお住まいで、周りの方にもお話を聞きましたところ、きちんと自作されている方で、こちらまできちんと耕作しにこられるということですので、問題ないものと判断いたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

会長 3番と6番の案件ですけれども、圃場整備された農業振興地域ですか。

事務局 3番は木川町、青地でして、6番は芦浦町、白地で未整備となっております。

会長 当該地の譲受人は実際に農業をされている実態はありませんが、本職は不

動産業です。不動産業をされながら、当初から1haを超える農地をお持ちでございます。耕作はされていないですが、以前から農地をお持ちになっていきますので、5反要件も問題ないものということで、今まではクレーム無しで通ってきました。今回も通す予定ではございますが、今後、こういった不動産業の方に営農の実態がないのに売買を許可して良いのかどうかというのは、考えていけない問題だと思います。

今般、私の一言で許可を下ろさないということはなかなか出来ませんので、今後、こういった、違法ではないですが、違法に近いような案件は注意しなければなりません。最近では皆さん田んぼをお持ちであってもほとんどが預けておられまして、営農自体は無いじゃないかと言われます。ただ土地持ち農家であって、結局営農はされていない。それでも田んぼは買えますし、それと同じようなことになりますので、なかなかこれを許可しないということではできませんので、今後の課題として心の中に置いておいていただきたいと思います。

事務局長

今の話ですが、法律的には不動産業をされておられましても、その傍らで農業をやっておられるという方もおられますし、私どももこの方が不動産業を営んでおられるのは存じ上げておりますが、現地はきちんと耕作されているというようなことでございます。3条申請がありましたら、他の所有の土地が荒れている状態ですと3条の申請は受けさせてもらえませんが、基本的にはそういうところでプレッシャーがかけられているのかなと思っております。

農地法第5条でもそうですが、事前の着手をしたら申請する前に元に戻すようにというような指導はしているつもりです。

実際、利用権とか農地中間管理機構の対象の筆ですと、それは耕作面積には入れません。現地は荒れていませんが、実際に誰が耕作されているかの実態までは把握しておりませんので、今の会長の意見としては、本当は誰が実際に耕作されているのかきちんと確認しておいた方が良いという、こういう申請が出てきたときには、その確認が必要ということだと認識しております。

今回のような不動産業者が関わっている場合には、判をもらいに行かれた時に「誰が実際に耕作されているのですか」と委員さんの方から尋ねていただくかして、実際にこの土地が荒れるようなところがありましたら、3条申請は受けられないというような、その時々々の指導を入れていただけたらと思います。

特に3番の場合は青地ですので、たとえ不動産業者が買ったとしても何ら開発できるような場所ではございませんので、そういう意味合いで、この場合につきましましてはクリアできるのかなと思っております。

白地で現場が農業をされていて、この許可が下りた後も農業をやられていれば、不動産業者だから農地が買えないというような法規制はなかなかできませんので、あくまでも現場が荒らされずに買った土地をきちんと耕作できているかと法に照らし合わせながら見ていくことになるかと思えます。

農業委員さん、推進委員さんも協力していただいて、申請が出てきましたらきちんと確認していただいて、規制の一つとして牽制ができるのではないかと考えております。これからも、そのような形も含めて、草津独自で法的に条例を作っていくことは難しいですので、あくまでも農業をやるために農地を取得するのだという意味合いを十分強調していただきたいと思えます。

皆様、御協力のほどよろしく願いいたします。

●番 理解しましたが、後追いになりますね。耕作放棄地になってからの話にし
●● かなりませんか。

事務局長 担当エリアの土地は毎日見てもらっているわけではないですが、荒れかけて
放棄地になる前に対応をしていただいて、確認と指導をしていただく。これ
が農業委員会の仕事になると思っております。

●番 特に青地の場合、開発は簡単に出来ないとしても、今おっしゃったように
●● 結果として放棄田や放棄地になる可能性も高いので、私も周囲を見たりして
いて、1件見つけたのですが、1年か2年はそういうフォローは必要だと思
います。そういう意味で、農業委員の役割として考えたらどうかと思いま
す。それ以外の規制はできないと思えます。

事務局長 地理的なものもありますが、滋賀県ルールとしては努力義務で3年3作を
お願いしますとあります。大阪の方では少なくとも1作はお願いしますとい
う言い方でされています。

●番 今後、草津市内でも、地主さんが居られて息子さんが東京や大阪に就職さ
●● れて帰ってこられない、けれども所有者は高齢で亡くなるという場合、
息子さんは土地を売りたい、宅地は売りたいけれども、田んぼも一緒に買っ
てほしいという抱き合わせの交渉が多いということを目にします。

かといって、不動産屋も宅地は欲しいけれども田んぼは要らないという場
合は、売ってもらえないというパターンが今後多くなってくるのかと思いま
す。

事務局長 今の場合ですと、宅地ですと売れますが、農地の場合は転用の手続きも要

りますので、土地持ちの不動産屋さんとか、そういう時には農地を買って、当然荒らさずに3年耕作されて、その後開発されるという場合もあるかと思えます。

本来は、農地を資本として動かされないように3条という手続きがありますが、場所によっては開発できる農地もございまして、そこは開発調整課の中で色々規制をかけながら、違法な開発がされないような形での色々な指導があります。

ただ、青地と違うエリアでしたら、何らかの形で農地以外のものにする場合には、法的なルールに則った上で、田を売買し、将来的に転用するというような手法は、人口が増えている草津市では仕方ないのかなと思います。

開発調整課、農林水産課、建築課の仕事としましても、色々な形での指導をしていくということになると思います。

農地法ですと、田んぼが荒れていない、きちんと耕作がされているということであれば、農地を買わせないというような判断はなかなかできないです。

草津市の場合は人口が増えておりますが、長浜市や高島市では空き家対策の中で、屋敷畑みたいなものも一緒に買えないかという話があります。

畑の場合は農地法に違反となりますので、おっしゃるように、家と隣の屋敷畑は一緒に買えないということがございまして、その下限面積をいつも7月頃に議論していただきますが、5反あるいは2反の議論がありますけれども、その部分だけは下げようかなという意見もありますし、京都の山奥の方では屋敷畑付きの家という場合はゼロ、田んぼを持っていなくても買えるという特例をやっておられるところもございまして。

建築課に聞いておりますと、草津市では空き家はありますが、過疎に対する移住の対策はまだやっていないですし、その議論はもっと先ですということです。5反要件の中で対応していくということです。

また、屋敷畑と、隣にある圃場整備のできた3反の田あるいは6反あるような農地まで誰でも買えるのはおかしいだろうという議論がございまして。それについては別として考えようと、先日長浜市さんも話されておりました。

●番
●●

今後、農業をやりたいという意欲のある若い人が農地を買えるようにしていかないといけないと思います。農地があっても農業をやらないという人が増えていますよね。

会社での売買は別ですが、個人でそういう方がいれば、宅地だけでなく、なおかつ田んぼも買えるというそういう方向にもっていかないといけないと思います。

事務局長

なかなか青地では難しいですが、農地法では5反要件になっておりますが、

利用権設定、農地中間管理機構での取得は可能です。

ただ、農地の面積の有無だけではなく、その方に技術はあるか、あるいは機械はどうするのか、というところが3条の判断基準になります。そこは、誰かに教えてもらいながらするのか、あるいは、機械を借りながら大農家さんと一緒にするのか、になります。利用権では農林水産課が判断されますので、その中で取得していくことは可能かと思えます。

農地法でいきますと原則として5反要件、市街化区域にある旧の草津学区ですと2反という決まりがありますので、違う要件の中で取得の推進ができるのかなと思えます。

実際、あるイチゴ農家さんは利用権設定で参入されておりますので、色々な手法を使いながら、農業をすることに意欲をお持ちの方はそのような形で手助けしていけるのではないかと考えております。

●●番 3番、6番に関連してお尋ねしますが、●●さん14, 118㎡ですよね。●● こういった面積ですが、今現在、耕作放棄地といますか、全く荒地になっている所はないのですか。実際に耕作はされているのですか。必ず、覚書、誓約書は提出していただけないのですか。

事務局長 事務局で現場確認もさせていただいております。周囲一帯が耕作放棄地となっており、一部のエリアだけ耕作されていない部分もありますが、それ以外の他の部分はきちんと耕作されております。

通常3条の場合は、誓約書というのは従来から添付させていただいております。地元の農業組合さんにも説明に行っていただいて判を押していただいております。

そういう意味合いで、事務局からも、地元の生産組合さんからも、指導しております。

会長 下請けの小作人がおられましたら、何も言えませんよね。

事務局長 余談ですが、実際に土地の所有者さんが必ず草津市中の全ての農地を耕作されているのかまでは確認できませんので、本人あるいは家族がやっておられるという理解のもとに、判断をしております。

●●番 理解しました。これからもきちんと現場確認をお願いいたします。●●

推進委員 3条の申請書で、農作業の従事時間がありますが、そこはどのように書か

●番 れているのですか。

●● 例えば、今この●●さんが不動産業ということをお自身は知らないで、その点をはっきりと判る申請書にしないと、今のような声掛けだけでは注意しようがないです。

申請書の中に、職種を書く欄を作るとか、システムの何か方法を考えないと、私どもは任期が3年ありますが、今後続かない気がします。

今回の話だけではなく、安定した業務を続けるためには、申請書の中で事実をはっきり分かるように、労働時間とか計画を書くような様式を定めなければならないし、厳しいことを言えば確定申告の内容まで確認するぐらいのものになってしまいますが、農地を荒れさせないために我々はしっかりチェックをしなければなりません。

会長 この方が明らかに以前から違法なことをされているのならば申し送りをしていくのですが、違法だという声はありませんので、私どもはどうしようもございません。

先月でも常盤の方で一件、同じような案件がありましたが、不動産業を営む者が取得する場合は何かマークをしていかななくてはいけないのですが、マークの仕方が委員の方がしていくのか事務局側がしていくのか、やり方がまだ見つからないのが現状です。

事務局長 実際、機械化がこれだけ進んできて、特に大農家さんは大きな機械を持っておられますので、農業委員の選出が選挙制度だった頃には、選挙人名簿を作るときに年間60日以上というようなことは農林業センサスで定められていましたが、大きな面積でも60日もかからずに耕作できるようになりますので、他の農地が荒れていないかとか、一年間の中でこの時期にはこのようなことをやっていますという様式はありますが、大きな判断基準としては現地が荒れていない、地元の方からも特に苦情はない、田んぼのために効率よく耕作されている、という観点から現地の状態で判断していますし、色々な形で色々な方面からの確認をしていきながら、農地が農地として守られるような売買、あるいは貸借になっていくようにやっていきたいと思っております。

●●番 先日、●●委員さんと一緒に志那中の案件を確認したのですが、譲渡人と譲受人の間は親戚関係か何かですか。

事務局 7番の譲渡人と譲受人の間で、特に親戚関係とは聞いておりません。

事務局 御親戚ではないです。譲渡人の方は後継者が居られなくなって、この一、二年、誰か買っていただけないかと探しておられると聞いておりました。譲受人の方は南草津で土地を持っておられましたけれども、市街化区域に編入されることで土地がなくなったので、まとめて土地を欲しいとおっしゃっていました。今回たまたまマッチングされたのだと理解しております。親戚だから引き受けるという話ではないと思います。

●●番 ●●委員さんと危惧していたのですが、譲受人さんはこれから先、ここに何か開発されるのを知っていて取得されているのではないのでしょうか。

事務局長 青地ですのでそれはないと思います。隣接しているのは、農業集落排水の処理場です。

この方は下笠の方でも荒らさずに耕作されていますので、今の段階ではそのようなことではないと思っております。

●●番 分かりました。

会長 他にございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております、議第10号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から7番までの各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第10号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から7番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

先ほどの案件ですけれども、今後とも委員会また事務局ともにこういった不動産業者については注視してまいりたいと思っておりますし、そういった

システム作りについては考えていきたいと思っております。

会長 次、日程第7 議第11号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番と2番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして議第11号 農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は2件です。

議案書は11ページです。

はじめに番号1番は申請人が専用住宅建築のため、本人が所有する矢橋町地先の畑2筆計429㎡を転用されようとするものです。

申請人は、長年矢橋町にある神社の宮司を務められ、神社の境内内にある御自宅にお住まいであります。体調不良により歩行に支障が生じたとのことであります。

現在の住居は、明治初期に建てられ、歴史的、文化財的に大変貴重なものであることから、建て替えやバリアフリー化することもできないことから、申請地に新居を建築されるものであります。

なお、現在の住居は、現在神社を宗教法人化する手続きが進められており、その法人が所有、管理されていくとのことであります。

現況が畑であることから、地ならし程度の整地を行います。

雨水排水につきましては、集水枡を介し、南側の道路側溝へと放流されます。

周囲は、宅地および自己所有地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に草津総合病院および老上西小学校があり、公益的施設の整備状況が一定程度に達していることから第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および預金通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番は、申請人が専用住宅として利用するため、本人が所有する下物町地先の登記地目 畑、現況 宅地の土地2筆計214㎡を転用されようとするものです。

当該地は、昭和60年頃、申請人の祖父により家屋の増築が行われ既に宅地として利用されております。

申請人が昨年相続なされた際に転用手続きがとれていないことが判明し、今回、顛末書添付のうえ、申請がありました。

周囲は、自己所有地、宅地、田であり、田の所有者から隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、顛末案件であることから、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条第6項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件添付書類等確認いたしましたますが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番の各案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番

ただいま事務局より説明がありましたとおりでございます。

●●

2月16日に●●推進委員さんと現地確認に行きました。申請された方が町内会の神社の宮司さんで、数年前から体調を悪くされ、奥様と二人で住める家を建てたいということです。

今住んでおられるところは明治時代の建物でありまして、改造とか工事とか解体ができないということで、今住んでおられる西側の方に自己所有の畑がございまして、そちらの方に新築の家を建てたいという申請です。周辺は神社、境内の所有地ですので、何ら問題ないものと判断いたします。御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 2番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員お願いします。

●●番 先日現地確認に行きました。説明のとおり、すでに住居が建っており、私の知る限りそこが田んぼだったと分からないくらい、以前から家が建っていたので、たぶん圃場整備の残地の白地だったのかなと思います。
今更どうすることもできないですし、顛末案件です。事務局の説明のとおりでございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

推進委員 2番の案件で、確認申請がなぜ下りたのですかという疑問を感じました。
●番 ●●

事務局 建築確認はあくまで確認だけですので、地目が何かまでは問わないので、建築確認が取れているから農地転用ができていたのではないかということはいえませんが、この案件については私も確認に行きましたが、昭和60年に建築確認が申請されていて、建築確認は取れております。
残念ながら、農地転用許可と建築確認とは連動できておりません。
農地法違反ではありますが、建築基準法は違反しておりません。

推進委員 今後もそれが起こる可能性はあるのですか。
●番 白地の農業用倉庫で申請して計画が頓挫して、ある事情があってそこに農業用倉庫が建っていない、何年か経ってそこに住宅を建てにいったら許可される、ということは起こりうるのですか。
●●

会長 昔のことですので、農地の転用の許可を受けずに建物を建てられていることが多々あります。それを、例えば持ち主がお亡くなりになられて相続が起こったので、息子さんが登記簿を見られて地目が農地のままだった、ということが多いです。
今回の場合は相続です。そのような件が、数年前に集町でもありましたが、今現在は皆様きちんと申請されております。

推進委員 今、例えばの話をしましたが、青地でも農業用倉庫が建ちますよね。それ

●番
●●
を頓挫して完了せず放置されていて、相続が起こって、土地があるから農地のことを知らずにそこへ家を建てた、という確認申請を出したら通るのですか。

会長 最初の転用が許可されていたら、そこは農地ではなくなっていますよね。

事務局長 先日、県内の市町で集まった協議会で話し合ったのですが、200㎡までの自己所有地、あるいは人から借りた土地に農業用倉庫を建てる場合は、草津市の場合はそれを区別するために届出を出していただいております。

農業用倉庫を建てられて、地目は法務局で変えられますので、宅地へ変えられます。宅地に変えられたらそのまま今度は、農業委員会の許可なしに売買できます。それをそのまま違うものに用途を変えると、これは都市計画法違反になります。例えば、近隣のところでありましたけれども、選挙事務所に転用する、とかですね。その建てた農業用倉庫を潰して、宅地ですので届出を出されております。それを他の方が建てることに関しては特に農地法の規制はなくなってきます。これは白地の場合です。青地のままで農業用倉庫を建てる場合は「軽微変更」を、農家住宅の場合は「除外」の申請を農林水産課が出してこられます。

白地あるいは市街化区域ではそれができます。市街化区域の場合は届出ですので、事務局には審査する権限はございませんので、出していただきましたらそのまま許可が下ります。

市街化調整区域の白地の場合は、法律に鑑みて可能になってきます。

会長 今現在、200㎡以下でも届出されていない土地はまだまだたくさんございます。

航空写真で見て、課税はきちんとされていますが、謄本を見れば登記地目が農地のまま、ということも多々あります。

これからそのようなことが多々出てくると思いますが、もう建ってしまっていますので今更どうにもできませんので、顛末案件として許可していくしかないです。

事務局長 地目は田畑の場合も、農転を受けている場合と、受けていない場合がございます。

今問題になっております相続人不存在の土地をどうするのか、その場合は強制的に登記を確認して罰金を取ろうかという話がありますが、地目もそうです。

農転が下りたからといって、地目を必ず変えなくてはいけないという義務

はございませんので、地目は田ですが、課税は宅地だという案件がたくさんあります。その中で、これが許可を受けているのか受けていないのか、というのは相続の時に調べていけば判明するというのが顛末案件で挙がってきます。

会長 顛末案件ですけれども、顛末書を添付するようにお願いしておりますが、本人さんではなく、亡くなった親が不適正な利用をしたのであれば、「経過書」という名前に変えていただいて添付してもらっています。

顛末案件ですが、「経過書」と「顛末書」と意味合いが違います。

事務局 補足ですが、先ほど建築確認と農転は連動していないと申し上げましたが、法的にはそうですが、今、建築確認の申請に行かれますと、関係課に確認には来られています。

ですので、新たな建築確認が出されて、登記地目が田畑の場合は、農地転用が取れているか、取るべき場所なのか、という確認とか、例えば青地ですと農林水産課での確認とか、各担当課が確認したというチェックはしております。

ただ、先ほど申し上げましたように、許可書がないと建築確認は下りないのかということ、そこまでは求めていないので、連動していないとはそういう意味です。建築確認を取ろうと思うと、農業委員会、農林水産課、あとは、前面道路で接道が取れているような幅の道路かどうかの確認をする道路課ですとか、各課に回りますので、そういった意味では横との連携は取れております。

法的な添付書類までは求めていないということで、連動しておりませんと申し上げました。そこだけは御理解をいただきたいと思います。

会長 他にございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第11号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番と2番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第11号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて1番と2番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8 議第12号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から4番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 続きまして、議第12号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は4件です。

議案書は12ページです。

はじめに番号1番は、借人が、露天資材置場を整備するため、貸人が所有する矢橋町地先の畑165㎡を賃貸借にて借り受け、転用されようとするものです。

貸人は、昨年設立された矢橋町に本社を置く土木および建築業を営む法人であります。資材置場の確保ができていないことから、事務所にほど近い申請地を適地として今回申請があったものであります。

現況が畑であり市道との高低差がないことから、造成等を行わず草を刈り取った後、駐車スペース、残土、ブロック置場として利用される計画であります。

雨水排水については、敷地南側に既設のU字溝があり、問題ございません。

周囲は、雑種地、畑、道路であり、畑の所有者から隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に老上小学校、老上中学校および老上西小学校があり、公益的施設の整備状況が一定程度に達していることから第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、造成等を行われず、また、露天資材置場であることから、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2番は、譲受人が露天駐車場を整備するため、譲渡人が所有する北山田町地先の畑1筆213㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、市内で不動産業を営む法人であり、今回、近隣の住宅や事業所で駐車場需要が高まっていることから、申請を適地として、今回、申請があったものです。

畑として利用されており、地盤高は前面道路とほぼフラットなことから、造成工事はありません。

雨水排水につきましては、会所柵を設置のうえ、既存の埋設管を通じ申請地南側の水路へと放流する計画となっています。

周囲は、畑、宅地、道路であり、畑の所有者から隣地承諾を得られています。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に松原中学校および山田小学校があり、公益的施設の整備状況が一定程度に達していることから第3種農地と判断されます。また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、工事見積書および残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号3番は、譲受人が専用住宅建築のため、譲渡人が所有する芦浦町地先の田1筆284㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、栗東市内の賃貸アパートにお住まいですが、昨年子どもが誕生したことにより手狭にたってきたことから、専用住宅の建築を決められたものであります。

隣地との境界には、L型擁壁を設置し、敷地全体に盛り土を行います。

雨水排水につきましては、会所柵を介して東側道路側溝へと放流されます。

周囲は、宅地および道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、売買契約書、工事見積書および預金通帳の写しおよ

び融資証明の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は都市計画法の開発許可が必要となるため、開発許可と同時許可となります。

次に番号4番は、今ほどの番号3番に関連する案件です。

譲受人が、自宅への進入路の隅切り部分として、譲渡人が所有する芦浦町地先の田1筆8.14㎡を贈与にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人の自宅が申請地奥にあります。市道芦浦21号線との交差部分が直角で入りにくいいため、番号3番の開発にあわせ、隅切り部分を確保されようとするものです。

譲受人と譲渡人は兄弟でございます。

周囲は、道路、自己所有地、転用予定地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

農地区分については、番号3番と同じく第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

工事は、隣地の造成工事に合わせて行うことから、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上4件添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●●

2月12日に●●推進委員さんと現地確認に行きました。周辺は問題ないものと判断いたします。御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長

2番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●●番 2月10日に●●推進委員さんと現地確認に行きました。ただいま事務局より報告がありましたとおりでございます。道路面、境界、排水面につきまして問題ないものと判断いたしましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 3番と4番の各案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員お願いします。

●●番 ●●推進委員さんと現地確認に行きました。農地としては実際この土地だけしか残っていないところですので、隣地への影響はないものと考えます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております、議第12号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、1番から4番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第12号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて1番から4番の各案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後 3時00分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和3年3月10日

会 長 山本 英裕 _____

署名委員 中野 隆史 _____

署名委員 中村 好明 _____